制度名	地域少子化対策重点推進交付金	主管課名 少子化対策課 結婚支援 G			
		問合せ先	029-301-3261		
	結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温				
目的・趣旨	かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援する施策を推進し、地域における				
	少子化対策の推進に資することを目的とする。				

〔対象団体〕

市町村

[対象事業]

(1) 優良事例の横展開支援事業

地方自治体が行う少子化対策事業について,これまでの取組から発掘された優良 事例の横展開を支援

(2) 結婚新生活支援事業

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する自治体を対象に、国が自治体による支援額の一部を補助

[補助要件等]

- (1) 優良事例の横展開支援事業
 - ・交付対象:結婚に対する取組

結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・

機運の醸成の取組

- (2) 結婚新生活支援事業
- ・対象世帯: 夫婦ともに34歳以下かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯 [対象経費]
- (1) 優良事例の横展開支援事業

地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金,賃金,報償費,旅費,需用費,役 務費,委託料,使用料及び賃借料,備品購入費,負担金,補助金

(2) 結婚新生活支援事業

市町村の支給する経費であって,以下に係るもの。

- ・婚姻に伴う新規の住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援
- ・婚姻に伴う引越費用に係る支援(引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る)

[補助限度額等]

(1) 優良事例の横展開支援事業

1 市町村当たりの交付上限額:750 万円

(2) 結婚新生活支援事業

1世帯当たりの交付上限額:30万円

[経費負担割合]

区	分	国	県	市町村	その他
市町村		1/2	_	1/2	_
〔30年度当初予算額〕	〔30 年度補助対象団体〕				
	120,000 千円	平成30年4月頃決定予定			
「備老〕					